



目次

- ・ 背景
- ・ ダブル・マテリアリティとは?
- ・ ダブル・マテリアリティ評価
- ・ SEC気候規則および国際サステナビリティ基準審議会基準との相互作用
- ・ 連絡先

#DeloitteESGNow—EUの企業サステナビリティ報告指令に基づくダブル・マテリアリティ評価についての解説

背景

2023年7月31日、欧州委員会は、[EUの企業サステナビリティ報告指令（EU）2022/2464](#)（CSRDまたは「指令」）の適用対象企業に対する要求事項を詳述した、[欧州サステナビリティ報告基準](#)（ESRSまたは「基準」）に関する委任規則を採択しました。¹

CSRDとESRSは、インパクトマテリアリティと財務マテリアリティからなる「ダブル・マテリアリティ」の概念を導入しており、ダブル・マテリアリティの評価は、企業がサステナビリティ報告に必要な開示を決定する上で重要なステップです。CSRDに基づく重要性を評価するために、企業は、事業活動に関連する重要な影響（impacts）、リスク、機会（IRO）および関連するサステナビリティ事項に関する情報を特定します。このHeads Upでは、CSRDの下でダブル・マテリアリティ評価を実行するための可能なアプローチと、企業が考慮したいさまざまな要因について解説します。² 詳細については、Deloitteの2023年8月17日（2024年2月23日更新）の米国に拠点を置く企業へのCSRD適用に関する[Heads Up](#)を参照してください。

¹ 「欧州議会および閣僚理事会指令（EU）2022/2464」。

² その他の考慮事項については、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の出版物[IG 1「マテリアリティ評価 適用ガイダンス」](#)を参照。当ガイダンスは、ダブル・マテリアリティ評価を実施するための1つの可能なアプローチについて説明し、持続可能性の問題から生じるIROの例を挙げています。

ダブル・マテリアリティとは？

CSRDは、企業はインパクトの観点または財務の観点から、あるいはその両方の観点からも、重要な情報を開示すべきであると説明しています。CSRDは、この概念を説明するための「ダブル・マテリアリティ」の用語を規定し、ESRSはアプローチと開示要求を詳説し明確にしています。

インパクトまたは財務の観点から、あるいはその両方の観点から重要なサステナビリティ事項には、重要なIROが関連付けられています。ESRS 1号では、これらの用語を次のように説明しています。

- ・ 影響（impacts）―「インパクトマテリアリティ評価を通じて特定される、企業の事業に関連する正および負のサステナビリティ関連の影響」（パラグラフ14（a））
- ・ リスクと機会―「財務マテリアリティ評価を通じて特定される、天然資源、人的資源および社会資源への依存に由来するものを含む、企業のサステナビリティ関連の財務上のリスクと機会」（パラグラフ14（b））

ダブル・マテリアリティ評価

企業がダブル・マテリアリティ評価プロセスおよび関連する内部統制を開発する際に考慮することができる4つの一般的なステップがあります。ESRSには、ダブル・マテリアリティ評価で必要とされる特定の要素が含まれていますが、ガイダンスは評価の実施方法を厳密に規定していません。したがって、（1）基準に準拠し、（2）企業の特定の事実と状況を反映したプロセスを設計するには、判断が必要です。さらに、企業は、IG 1「マテリアリティ評価適用ガイダンス」とESRSに関連する今後公表される適用ガイダンスの両方によって、ダブル・マテリアリティ評価プロセスがどのように影響を受ける可能性があるかを検討する必要があります。³

企業は、ダブル・マテリアリティ評価プロセスにおいて、以下のステップを考慮することができます。

- ・ ステップ1―事業活動（バリューチェーン内の事業活動を含む）を特定する⁴
- ・ ステップ2―IROを特定する
- ・ ステップ3―どのIROが重要であるかを決定する
- ・ ステップ4―結論付け、文書化する

ステップ1―事業活動（バリューチェーン内の事業活動を含む）を特定する

企業にとって、まずサステナビリティ事項に関連する事業活動や業務（バリューチェーン内の事業活動や業務を含む）の性質と範囲を特定することが役立つかもしれません。この分析の範囲は、企業が報告すべきと判断したESRS報告レベル（例えば子会社レベルや親会社レベルなど）と一致する必要があります。サステナビリティのトピックに関連する可能性のある企業のすべての活動（企業のバリューチェーンパートナーの活動を含む）を把握するために、企業は次の要因を考慮することができます。

- ・ 企業のWebサイトまたはその他の外部資料に含まれる情報
- ・ 企業の法的および規制環境
- ・ 企業とその業界に関するメディアレポートと出版物
- ・ 同業他社の報告書とセクター固有のベンチマーク
- ・ サステナビリティのトレンドと科学的発見に関する出版物

³ 公表予定の追加ガイダンスについては、EFRAGおよび欧州委員会のWebサイトを参照してください。

⁴ ESRS附属書IIIは、バリューチェーンを「企業のビジネスモデルと企業が事業を行う外部環境に関連するあらゆる活動、リソース、関係」と定義しています。詳細については、EFRAGの出版物IG 2「バリューチェーン適用ガイダンス」を参照してください。

収集した情報を使用することで、企業は、上流および下流のバリューチェーン活動、関連する依存関係、リソース、ビジネス関係、地理的フットプリント、影響を受けるステークホルダーなどを含む、自社の事業活動を特定できます。

ステップ1の完了時に、企業はダブル・マテリアリティ評価に含まれるすべての活動のインベントリを持っている必要があります。

ステップ2—IROを特定する

IROを特定するプロセスはチャレンジングな場合があり、以下で説明するような活動が含まれる可能性があります。

ステークホルダーとの関わり

社内外のステークホルダーからバランスの取れた有意義なフィードバックを求めることは、ダブル・マテリアリティ評価の重要な部分です。影響を受けるステークホルダーまたはその代表者との関わりは、IROを特定するプロセスの中心ですが、エンゲージメントの手法は、エンゲージメントのタイミングと方法の両方に関して異なる可能性があります。例えば、企業は、IROの特定を導くためにダブル・マテリアリティを評価する前に外部のステークホルダーから情報を得るか、評価後に結果を裏付ける情報を得るか、あるいはその両方を行うことができます。関わりの方針に関して、企業は、委任状による対話、調査、またはインタビューなど、さまざまな方法でフィードバックを得ることができます。

説明の便宜上ステップ2に含まれていますが、影響を受けるステークホルダーとの関わりは、1回限りの活動ではなく、企業の継続的なデュー・ディリジェンスプロセスの一部であるべきです。

サステナビリティ事項の特定

ESRS 1号AR⁵ 16項は、企業の事業活動とバリューチェーンの文脈に関連する可能性のあるサステナビリティ事項をリスト化しています。ただし、AR 16項のトピックのリストは、この分析の出発点を提供しますが、セクター固有および企業固有の事項についても考慮する必要があります。プロセスのこの部分に関し情報をもたらす可能性のある追加的な考慮事項としては、（1）企業の同業他社または競合他社が報告した事項、（2）財務アナリストが提起した事項、（3）関連する規制またはセクター基準（サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）など）、（4）業界で普及している事項、（5）過去または自発的に報告された情報、または（6）企業の進行中のデュー・ディリジェンスプロセスで特定されたその他の事項が含まれる可能性があります。

例1

Z社は家具の販売業者であり、ディーゼルエンジントラックの車両群を使用して小売業者に在庫を配送しています。ESRS 1号AR 16項でリスト化された事項の評価に加えて、Z社は、リストに含まれていないセクター固有または企業固有の事項があるかどうかを決定します。一例として、Z社は対象となる規制を評価し、従業員ドライバーと道路上の他のドライバーの両方のwell-beingに関係することから、車両整備基準と運転基準を潜在的に関連する事項として特定します。

この例における議論は例示のみを目的としているため、特定の項目に限定されており、潜在的に関連する可能性のあるすべての事項を考慮しているわけではないことにご注意ください。

⁵ 「AR」とは、ESRS 1号付録Aの「適用要件」セクションを指します。

どのサステナビリティ事項が関連しているかの決定

企業は、（１）ESRS 1号AR 16項のリストから「トピック、サブトピック、サブサブトピック（総称して「サステナビリティ事項」）」、および（２）前項で説明したように関連する**可能性**があると思われるセクター固有および企業固有のサステナビリティに関する事項をすべて特定した後、それらの事項のうちどの項目が**実際に関連するか**を決定し、そのような事項のみを含むようにリストを精緻化します。そのために、企業は各サステナビリティ事項について、以下の質問を考慮することができます。

- ・ 事項は規制されているか、それとも規制機関によって事項の開示が要求されているか？
- ・ 事項の開示は、関連する業界のSASBスタンダードまたはGRIセクター基準で要求されているか？
- ・ 事項は、過去のダブル・マテリアリティ評価で特定されたか？
- ・ ESGアナリストや同業他社などが実施した調査で、その事項が特定されたか？
- ・ 事項は、企業の（１）事業活動または取引関係、または（２）バリューチェーンの依存関係またはリソースに関連しているか、それとも企業が事業を行っている財務、規制、地域、または規制環境に存在しているか？

企業は、ESRS 1号AR 16項のサステナビリティ事項のリスト、セクター固有および企業固有の事項を考慮した後、重要なIROを特定する必要があることに留意してください。実際には、これは反復的なプロセスになることが予想されます。したがって、企業は、ステップ2において、自社の事業およびバリューチェーンに関連するサステナビリティ事項を特定し、その後、特定された関連するIROの重要性の決定に基づいて、特定のサステナビリティ事項が重要であるかどうかを決定する場合があります（[ステップ3](#)参照）。さらに、企業は、特定のサステナビリティ事項の関連性に関する予備的な結論を再検討するよう促すIROを特定する場合があります。

例2

Z社は、ESRS 1号AR 16項に記載されている「トピック」、「サブトピック」、「サブサブトピック」およびセクター固有および企業固有の事項を評価し、関連する事項のみを含むようにリストを絞り込みます。その決定の一環として、Z社は、同社の車両は汚染物質を大気中に排出するディーゼルエンジンを搭載していると考え、これらの排出物は同社の中核事業に固有の結果であると結論付けています。Z社は、同業の他の販売業者が大気汚染指標を提供しているため、ステークホルダーとサステナビリティステートメントの利用者はZ社が同じ種類の情報を提供することを期待していると考えています。したがって、Z社はサブトピック「大気汚染」が関連していると決定します。

さらに、トラック輸送は道路からの流出を介して水質汚染を引き起こす可能性があるため、サブトピック「水質汚染」も関連する場合があります（つまり、雨が有害な汚染物質を水域に洗い流してしまう場合）。Z社は道路を汚染する可能性のある有毒化学物質を輸送していませんが、トラック輸送活動は他の種類の汚染（オイル、グリース、液体漏れ）を引き起こす可能性があるため、Z社は「水質汚染」を関連するサブトピックとして決定します。

このステップの一環として、Z社は明らかに関連性のない事項も排除します。例えば、Z社は、ESRS 1号AR 16項のサブトピック「地域社会の市民権および政治的権利」は、その事業が地域社会の「表現の自由」または「集会の自由」と関連または関与しておらず、「人権擁護者への影響」もないため、関連性がないと決定しています。

この例における議論は例示のみを目的としているため、特定の項目に限定されており、潜在的に関連する可能性のあるすべての事項を考慮しているわけではないことにご注意ください。

IROの決定

関連するサステナビリティ事項を特定した後、企業はそのような事項を分析して、関連するIROを決定する必要があります。ステークホルダーの意見、定性的な情報、およびその他の情報源からの情報を評価する必要があります。企業は、最初にすべてのサステナビリティIROを特定し、その後のステップで重要なIROのみを含むようにリストを調整する場合があります（[ステップ3](#)参照）。

影響（Impacts）

ESRS 1号セクション3.4は、影響を「人または環境に対する実際のまたは潜在的な、正または負の**影響**」と説明しています。各サステナビリティ事項に関連する具体的な影響は、このステップで分解され、定義されます。例えば、ある企業が「懸念物質」に関連するサブトピックとして特定した場合（ESRS 1号AR 16項参照）、個々の懸念物質を特定し、場所、関連する事業活動、生産または調達された数量、環境への影響など、各懸念物質に関する情報を取得します。

財務上のリスクおよび機会

財務上のリスクおよび機会に関して、ESRS 1号49項では、「サステナビリティ事項は、企業に重要な**財務的影響**を引き起こすか、または引き起こすことが合理的に予想される場合、財務的観点から重要である」と記載しています。具体的には、「企業の発展、財政状態、財務業績、キャッシュ・フロー、資金へのアクセス、または資本コスト」に重要な影響を与える、または重要な影響を与えると予想される場合、財務的観点から重要となる場合があります。企業は、現在または将来に財務的影響を生じさせる可能性のある事象や状況を考慮する必要があります。

財務上のリスクおよび機会を生ずる可能性のある影響

ESRS 1号38項は、「**インパクトマテリアリティ**と**財務マテリアリティ**の評価は相互に関連している」と記載し、企業に「これら2つの側面の相互依存性」を考慮することを求めています。したがって、企業は、財務上のリスクまたは機会を直接生み出すサステナビリティ事項を特定することに加えて、サステナビリティインパクトが間接的な財務的影響を有するかどうかを考慮する必要があります。EFRAGのIG 1「マテリアリティ評価適用ガイダンス」の91項に記載されているように、「ほとんどの影響は財務的リスクおよび機会を生じさせます。」

企業は、各サステナビリティインパクトに関連するリスクおよび機会を特定する際に、以下の要素を考慮することができます。

- 予想される業務上の変更があるかどうか
- 戦略的目標を達成する能力
- 規制を遵守する能力
- 環境的または社会的影響による評判への影響
- エネルギー効率の高い技術への投資による営業費用の削減
- 施設のアップグレードまたは変更に関連する資本的支出の増加
- より有利な条件とより低い金利での資本への新しいアクセス
- 洪水リスクの増加など、気象パターンの変化により資産に加えられた変更
- コミットメントまたは財務的実行可能性の喪失の結果としての資産喪失の加速
- 座礁資産および関連する余剰人員に関連する費用の発生
- 新しい製品やサービスの労働力をスキルアップするためのトレーニングコストの増加
- 特定の商品またはサービスに関連する収益の減少
- 規制、和解、罰金、または弁護士費用の不遵守の結果としての保険料または法的責任の増加

例3

Z社は、トラック輸送活動から生じる可能性のある大気汚染に関連するすべての影響を考慮し、（1）フリート内の各車両タイプに関連する各タイプのガス汚染物質、および（2）各汚染物質が引き起こす可能性のある環境的または社会的損害、またはその両方の性質（つまり、影響）を特定するリストを作成します。Z社はまた、財務的リスクの原因についても特定します。すなわち、（1）排出規制値を超えた場合に罰金を科す法域を決定し、（2）汚染物質の排出に関連する風評被害が、ディーゼルエンジンを搭載したトラックで配送される家具に対する消費者の需要の変化につながる可能性を考慮します（財務上のリスク）。

同様に、Z社は水質汚染に関連するすべてのIROのインベントリを作成します。

この例の議論は例示のみを目的としており、事項とIROの完全なリストを提供するものではないことにご留意ください。温室効果ガスに関連する大気汚染は、ESRS E2号トピック別基準「汚染」に加え、Z社が別途評価するESRS E1号トピック別基準「気候変動」でも対象となっています。

ステップ2の完了時に、企業はマテリアリティ評価が必要となるIROを特定しているはずです。

ステップ3—どのIROが重要であるかを決定する

このステップでは、企業はステップ2で特定した各IROの重要性を評価します。そのために、企業はステークホルダーの意見、定性的な情報、および継続的なデュー・ディリジェンスからの情報を使用して、IROのスコアリング規準を策定することを選択する場合があります。IROのスコアリングは、各IROの特定の特性に基づいて、所定の規準ごとに標準化された評価を各IROに割り当てるために経営者が使用する場合のあるアプローチです。企業は、スコアリング規準を策定する際に判断を適用する必要がありますが、ESRS 1号に基づく適切な閾値を適用する必要もあります。リーディングプラクティスは、IROの一貫したスコアリングを確保することであり、これにより、企業の内部統制フレームワークの健全な基盤が提供されます。さらに、体系的かつ一貫して適用される格付アプローチは、準拠とダブル・マテリアリティ評価プロセスの両方の保証を取得するために必要なステップ、結論、および関連する文書化の一貫した実行をサポートします。

ESRS 1号に基づくマテリアリティ評価で使用される指標と閾値は、定量的情報、定性的情報、またはその両方で構成される場合があります。次の表は、IROのタイプに応じて、ESRS 1号が規定する規準を示しています。

		実際の 負の影響	潜在的な 負の影響 ⁶	実際の 正の影響	潜在的な 正の影響	リスク	機会
深刻度	規模	✓	✓	✓	✓		
	範囲	✓	✓	✓	✓		
	修復不可能な 性質	✓	✓				
発生可能性			✓		✓	✓	✓
マグニチュード						✓	✓

⁶ ESRS 1号45項は、「人権に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、その発生可能性よりも影響の深刻度が優先される」と述べている。

ESRS 1号AR 10項に示されているように、IROの「深刻度」は、その「規模」、「範囲」、および「修復不能性」に依存します。ESRS 1号AR 11項は、「3つの特性のいずれかが...負の影響を深刻にする可能性がある。」としています。各IROを評価する場合、企業は、上の表に示すように、次のような要因を考慮することができます。

- 規模—人や環境に対する負の影響や正の影響がどの程度強い、またはどの程度になる可能性があるか（例：重大、大、中、小）。
- 範囲—負のまたは正の影響がどの程度幅広いまたは広範であるか、または潜在的にどの程度であるか（例：高、中、低）。⁷
- 修復不能性—実際の損害を修復または元に戻すことがどれほど難しいか（例：不可能、挑戦的、中程度に難しい、容易）。
- 発生可能性—潜在的な影響が発生する可能性、またはリスクや機会が顕在化する可能性（例：ほぼ確実、可能性が高い、可能性がある、可能性が低い）。
- マグニチュード—リスクまたは機会が顕在化した場合の財務的影響の重要性（例：閾値の上または下）。

各基準のスコアリングは、企業が決定したアプローチと閾値に基づいて集計する必要があります。

例示 4

Z社は、ステップ2で特定された各影響とリスクを、上記の関連基準に従って評価し、ステークホルダーからのインプットやフィードバックを含め、各IROについて収集された情報を考慮します。その分析において、Z社は、大気汚染物質の潜在的な影響は、害の性質（規模）、放出される量（範囲）、および損害の修復不可能な性質に基づいて重要であると判断しました。また、Z社は、すべての法域からの潜在的な規制上の罰金を集計しています。Z社は、罰金の対象となる可能性を中程度（可能性が高い）と評価していますが、そのような罰金の大きさは低い（閾値を下回る）と判断しています。したがって、罰金に関連する財務的リスクの合計は、一般目的財務諸表の利用者にとって重要ではなく、開示する必要はないと結論付けています。ただし、Z社は、大気汚染に関連する潜在的な風評被害に起因する消費者需要の減少に関連する重要な財務的リスクがあると判断しています。

さらに、Z社は、トラック輸送活動によって引き起こされる水質汚染に関連する影響の深刻度と発生可能性を評価しています。Z社は化学物質を輸送しないため、汚染物質の発生源はトラックのエンジンからのわずかな漏れのみですが、定期的な点検とメンテナンスにより、有害な化学物質の漏れを防ぎます。Z社は、水質汚染に関連するIROの規模と発生可能性の両方が、短期、中期、および長期的には低い（それぞれ最小限であり、可能性が低い）と結論付けています。Z社は、そのマテリアリティ評価に基づき、水質汚染に関連するIROは重要ではないと判断しています。

この例の議論は説明のみを目的としており、IROのスコアリングで考慮されるすべてのIROまたは要因を想定しているわけではないことにご留意ください。



保証のための留意事項

ESRS 2号IRO-1およびIRO-2の遵守を促進し、保証の目的で、企業は、マテリアリティ評価の詳細な文書化の一環として、各IROにかかる経営者の決定と結果の文書化を整備する必要があります。例えば、企業は、閾値がどのように決定されたか、および経営者が閾値を適用する際に判断を使用した場面を説明する必要があります。

ステップ3の完了時に、企業は重要なIROを特定しているはずです。

⁷ ESRS 1号AR 10項で述べられているように、「環境への影響の場合、範囲は環境損害の程度または地理的な周辺として理解することができる。人々への影響の場合、範囲は悪影響を受けた人々の数として理解することができる。」

ステップ4ー結論付け、文書化する

企業が各IROを評価し、経営者が定義した閾値に照らして重要であるかどうかについて予備的な結論に達した後、ダブル・マテリアリティ評価を裏付け、ステークホルダーからのフィードバックを追加で収集するために、企業は外部のステークホルダーとの関わりを再度希望するかもしれません。

サステナビリティ開示を準備するため、企業が開示する情報を決定するために、重要なIROに関連するESRS開示要求事項および関連するトピック基準内のデータポイントにマッピングすることが役立つ場合があります。業界固有および企業固有のIROが重要であると判断された場合、利用者がIROを理解できるように、企業固有の開示⁸を提供する必要があります。



保証のための留意事項

EFRAGのIG 1「マテリアリティ評価適用ガイダンス」のFAQ 12では、「内部目的のために一定レベルの文書化が必要になることを期待するのは妥当である」と述べ、「保証提供者が業務を遂行するのに役立つ」と述べています。企業は、保証提供者が保証報告書を提供するために必要な情報を検討し、予測しなければなりません。さらに、経営者による閾値の使用を含むダブル・マテリアリティ評価プロセスに関する情報は、ESRS 2号IRO-1およびIRO-2に従って開示する必要があります。したがって、企業のCSRDコンプライアンスに関する保証を得るための重要なステップは、ダブル・マテリアリティプロセス全体を通じて、経営者の判断と結論を書面で把握することです。また、この文書は、最初の評価に反映されていない場合でも、報告期間中に存在するすべての重要なIROが特定されるように、企業の継続的なデュー・ディリジェンス活動の証拠を提供する必要があります。企業は、マテリアリティ評価の詳細な文書化の一環として、各IROの経営者の決定と結果の記録を保持しなければなりません。例えば、企業は閾値がどのように決定され、適用されたかを説明する必要があります。

このステップの最後に、企業は、すべての重要なIROを特定した完了したダブル・マテリアリティ評価およびダブル・マテリアリティ評価プロセスの文書化の記録を得ます。

SEC気候規則および国際サステナビリティ基準審議会基準との相互作用

SEC気候規則

ESRSに基づく報告義務を負う企業は、SECに対しても報告義務を負う場合があります。2024年3月、SECは気候問題に関する**最終規則**⁹を発表しました（最終規則は司法審査待ちの間一時停止されています）。規則が書面どおりに発行されるか、修正されるのか、まったく発行されないかは不確定ですが、企業はMD&A、法的手続き、およびリスク要因（気候以外の他の重要なサステナビリティ事項を含む可能性があります）に関する既存のSEC規則と同様に、新しい規則に準拠する準備をしなければなりません。その結果、SEC登録企業は、重要なサステナビリティ事項に関する開示を含める必要があるかもしれません。その際、登録企業は、「合理的な投資家が証券の売買や投票方法を決定する際に重要であると考えられる可能性がかなり高い場合、またはそのような合理的な投資家が開示の省略によって利用可能な情報の全体的な構成が大幅に変更されたとみなす場合、その事項は重要」であることを記した米国最高裁判所の判決で確立された「重要性」の定義を適用する必要があります。

⁸ 企業固有の開示に関する適用要件については、ESRS 1号AR 1項からAR 5項をご参照ください。

⁹ SEC最終規則リリース第33-11275号「投資家向け気候関連開示の強化と標準化」

ESRSの財務マテリアリティに関するガイダンスとSECのマテリアリティの定義は異なりますが、基礎となる概念の多くは概ね類似しており、多くの場合、重複しています。しかし、ESRSにおけるダブル・マテリアリティ・アプローチでは、影響の観点から重要となり得る事項の開示がさらに求められています。例えば、米国の多国籍企業が、CSRDの範囲内のEU子会社の要求事項を満たすために、企業レベルでESRSに従って連結サステナビリティ報告書を提供した場合、CSRD/ESRS報告書とSEC提出書類の両方の報告主体は同じになります。このような場合、ESRSに基づく重要性のある事項を特定するためのより規範的な要求事項は、登録企業が、SEC報告の目的で開示する事項を再評価することにつながるかもしれません（影響の観点からのみ重要と看做される事項を除く）。しかしながら、ESRSに基づく影響の観点からのみ重要と暫定的に判断された事項は、法的責任や風評被害などを通じて、登録企業の将来の事業に重要な影響を与える可能性のある財務状のリスクにつながる可能性があると考えられます。

ESRSがカバーするESGトピックの数と、関連するESRSの開示要求事項とデータポイントにより、米国企業は、ダブル・マテリアリティ評価におけるサステナビリティ事項の母集団を、実務でこれまで適用されてきたよりも詳細なレベルで評価する可能性があると考えられます。さらに、マテリアリティ評価プロセスに情報をもたらす、ESRSが要求する継続的なサステナビリティ・デュー・ディリジェンス・プロセスの結果として、登録企業は、SEC登録企業の開示において現在サステナビリティ事項として扱われているよりも多くの活動を特定する可能性があります。企業は、徹底的なマテリアリティ評価を実施し、定量的および定性的な考慮事項の両方を文書化するために、十分な情報を収集するための適切なプロセスと統制をさらに実施すべきです。そのような事項には、（1）各規則の下で開示されなければならない事項に関する結論、および（2）異なる規則の下で開示される事項の相違に対する理論的根拠および裏付け（例えば、CSRD／ESRS報告書では開示すべき重要な事項であっても、SECレポートでは開示すべきではない事項）が含まれます。

ISSBガイダンス

2024年5月2日、EFRAGと国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、[相互運用ガイダンス（interoperability guidance）](#)を共同で公表しました。プレスリリースによると、このガイダンスは「ISSB基準とESRSの両方を適用する企業にとって、複雑さ、断片化および重複を減らす」ことを目的としています。ガイダンスには次のように書かれています。

ESRS 1号における財務マテリアリティ評価は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う上で重要な情報を特定することに対応しています（ESRS 1号48項及びIFRS 1号18項を参照ください）。したがって、一般目的財務報告の利用者にとって重要とみなされる情報の定義は、2つの基準間で整合しています。

この整合性とは、特定の開示がISSB基準を適用する上で重要とみなされるかどうかを評価する際に、その評価がESRSに従って財務的に重要であるかどうかの評価と整合していることを意味し、その逆も同様です。

EFRAGおよびISSBは、財務マテリアリティの観点からガイダンスが一致していると述べていますが、ESRSに基づくダブル・マテリアリティ・アプローチでは、企業は影響の観点から重要となりうる追加的な事項を開示することが求められます。さらに、ESRSは、IFRS S1号およびS2号で現在カバーされている事項に追加的なサステナビリティ事項を評価することを企業に要求しています。最後に、相互運用ガイダンスは、ESRSおよびISSB基準と併せて検討する必要があり、企業は、いずれかの基準に従って報告していると主張するために、両方の基準のすべての要求事項に準拠する必要があります。

連絡先



Eric Knachel
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3625
eknachel@deloitte.com



Doug Rand
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 220 2754
dorand@deloitte.com



Sara Raquel Macferran
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 813 769 6174
smacferran@deloitte.com



Ragan Powell
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 469 417 2356
rpowell@deloitte.com

財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"[Dbriefs](#)"にご参加ください。『[財務担当者向け報告書](#)』シリーズでは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどのトピックを取り扱っています。また、Dbriefsでは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていればいいのです。

定期購読

Dbriefsを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](#)へアクセスしてください。

デロイト会計研究ツール

デロイト会計研究ツール（DART）は、会計および財務情報に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

営業日毎に更新されるDARTは、直感的なデザインと強力な検索機能を備えており、ユーザーはいつでも、どのデバイスやブラウザからでも情報をすばやく見つけることができます。ユーザーは、App StoreまたはGoogle Playからデロイト[モバイルアプリ](#)のDARTをダウンロードして、デスクトップとモバイルデバイス間でシームレスに作業することもできます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はDeloitteのFASB会計基準コディフィケーションマニュアルなどのプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最新のニュース記事や出版物、その他のDARTへの追加情報へのリンクを提供するWeekly Accounting Roundupを[購読](#)することもできます。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、[dart.deloitte.com](#)にアクセスしてください。

デロイトモバイルアプリのDARTをダウンロード



原文（英語）：[#DeloitteESGNow — Unpacking the Double Materiality Assessment Under the E.U. Corporate Sustainability Reporting Directive](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301